

よくあるご質問(その他)

No.	質問内容	回答
○ 実習先変更支援サイトの使い方に関するもの		
1-1	登録画面で「ID」がわからない。	本部技能実習部援助課(03-6712-1974)にお問い合わせください。
1-2	IDとパスワードを忘れた。	本部技能実習部援助課(03-6712-1974)にお問い合わせください。
1-3	実習先を変更したい実習生の情報を登録することはできますか。	お尋ねの機能はありません。
○ コールセンターに関するもの		
2-1	コールセンターは、どのような質問に答えてくれるのか。	コールセンターでは、技能実習制度全般について、技能実習制度運用要領をもとにお答えしています。
2-2	技能実習制度運用要領に、○○と記載しているが、実習実施者である当社の場合は△△である。これは制度運用上問題はないという理解でよいか。	具体的な解釈については、質問の内容に応じた「お問合せ先」にお問い合わせください。
○ 二国間取決め(MOC)に関するもの		
3-1	機構ホームページで掲載している認定送出機関リストに、間違いがあるため修正して欲しい。	認定送出機関リストについては送出国政府で作成しており、機構としてはそれを変更せずホームページに掲載しております。この役割については、両国政府で定められている二国間取決め(MOC)で規定されており、機構で掲載情報を勝手に変更することはできません。送出国の送出機関から送出国政府(MOCで規定されている担当部局)にご連絡いただき、間違っている記載情報について修正いただくよう、依頼していただきたいと思っております。機構は、送出国政府から認定送出機関リストの修正依頼が来ましたら、ホームページを速やかに修正いたします。

よくあるご質問(その他)

No.	質問内容	回答
3-2	二国間取り決めに締結していない国と技能実習が行えるか。	二国間取り決めに締結していない国であっても、技能実習は行えます。二国間取り決めにしている国としていない国では、技能実習計画認定及び監理団体認定(変更届出等含む)の際に必要な書類が異なります。詳細については、運営要領をご確認いただき、不明な点があれば、書類の申請先にご照会ください。
○ 送出機関に関するもの		
4-1	送出機関からの頻繁な営業活動について、どうにかして欲しい。	送出機関から許可を受けた監理団体に対して、電話やメール等での営業が多く来ており、その中でもベトナムの送出機関からの営業活動が多いとの情報を把握しております。 機構としては、ベトナム労働省の幹部及び同省海外労働局(DOLAB)の幹部に対し、 ①送出機関の営業活動が多く、監理団体が本来すべき業務に影響を与えている、②ほとんどの監理団体は契約できる送出機関数の上限に達しているため新たな契約はできない、ので営業活動を控えるよう送出機関を指導いただくよう、たびたび要請しております。 また、送出機関の中には、違法とされているキックバックや接待費を送出機関側が負担することを提案しつつ、勧誘するケースもあります。当然、このような行為については技能実習法の違反行為でありますので、契約行為も含め、絶対にしないでください。
4-2	契約している送出機関が認定送出機関リストにでていないがどうしたらよいか。	二国間取り決めににより、認定送出機関リストにない機関からの受入れはできませんので、新しい送出機関を探す必要があります(よくあるご質問の技能実習計画の認定申請関係4-9参照)。相手国政府から認定リスト(追加等の場合も含む)が届き次第、機構では速やかに掲載しております。
4-3	機構HPIに〇〇国の送出機関リストが掲載されていないが。	二国間取り決めに締結した国に関しては、認定送出機関リストを掲載しております。その他の国に関しましても、取り決めが締結され、認定リストが届き次第掲載させていただきます。

よくあるご質問(その他)

No.	質問内容	回答
4-4	送出機関をどのように探したらよいか。紹介してほしい。	外国人技能実習機構は、技能実習に関する機関を審査し、調査・指導監督する公平・中立的な立場であるので、特定の送出機関を紹介することはできません。なお、外国政府に認定された送出機関は、機構HPに掲載されております。
4-5	送出機関を追加したい(変更したい)。契約できる送出機関数の制限について知りたい。	送出機関を追加・変更等しようとする場合は、変更の届出(法第32条第3項)を提出する必要があります。手続きや書類に関しては審査課にお問い合わせください。監理団体が契約できる送出機関数に関しては、日本側では制限はございません。送出国側の制約に関しましては、送出国政府にご確認いただけますようお願いいたします。
○ その他		
5-1	監理団体の許可を受けることを希望している。その前段階として、業界団体(中小企業組合)を設立するための方法を教えて欲しい。	全国中小企業団体中央会のホームページにおいて、設立運営支援のFAQが掲載されておりますので、御参照ください (https://www.chuokai.or.jp/josei/support.htm)。 詳細は、お近くの都道府県中小企業団体中央会又は全国中小企業団体中央会振興部(03-3523-4905)にお問い合わせください。
5-2	実習監理を行う監理団体を変更したいが、どのような手続きが必要か。	対象となる実習実施者、実習生、変更前後の監理団体及び取次送出機関の5者の間での変更に係る同意が必要となります。詳細は、地方事務所認定課にお問い合わせください。

よくあるご質問(その他)

No.	質問内容	回答
5-3	<p>技能実習生の病気・怪我、技能実習生の家族の都合、結婚や妊娠・出産等により、技能実習の継続が困難となってしまった場合は、どうすればよいか。</p>	<p>1. 技能実習の中断 技能実習制度においては、入院等の理由により技能実習を中断した場合、改めて残りの期間の技能実習を再開することが可能です。 この場合の手續としては、技能実習の中断の際に「技能実習実施困難時届出書」を監理団体経由で外国人技能実習機構に提出してください。 その際には、同届出書様式の「技能実習を行わせることが困難となった事由並びにその発生時期及び原因」欄において理由を選択(または「その他」欄に記載)した上で、「上記事由の概要(発生時期、経緯、原因、今後の対応等)」欄に「本人の退院(希望)時期にあわせて再開予定」等の今後の予定を記載してください。</p> <p>2. 技能実習の再開 中断した技能実習を再開する場合は、中断した理由を記載した理由書(任意様式)を添付の上、本人の希望時期に合わせて改めて技能実習計画の認定申請を行ってください。</p> <p>3. 在留期間の更新 2. に従い、中断した技能実習が再開される場合は、実習期間は、法定の期間(1号の場合は1年、2号及び3号の場合は2年が上限)から既に技能実習を実施した期間を除いた残余の期間の範囲内で認められます。 残余の期間の技能実習を実施するために、在留期間の更新(又は在留資格の変更)が必要となる場合があります。その場合、在留の許可は、残余の実習期間に応じた期間で認められます。なお、技能実習を中断し、再入国許可(みなし再入国許可を含む。)を受けずに出国した場合には、外国にある日本大使館等で改めて査証を取得する必要があります。</p> <p>4. 実習実施者が留意すべき事項 なお、技能実習を中断した技能実習生について、本人の意に反して強制的に帰国させるようなことは絶対に認められず、これに違反した場合には、技能実習法令に基づき、技能実習計画の取消し等の処分の対象となりますので留意ください。 また、結婚や妊娠の場合については、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(昭和47年法律第103号)第9条等において婚姻、妊娠、出産等を理由とする解雇やその他の不利益取扱いなどが禁止されています。 この規定は、当然ながら技能実習生にも適用されますので留意ください。</p>